

# 食品衛生法一部改正についてのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」の一部が改正となりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

敬白

記

## ■改正内容

### 1 清涼飲料水の成分規格

清涼飲料水の 1 清涼飲料水の成分規格 (2) 個別規格が太字のように改正されました。

なお、公布日から 6 ヶ月以内（2019 年 1 月 12 日）までは、改正前の規格基準によることができます。

(1) (略)

(2) 個別規格

### 1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

項目	規格基準		備考
	新	旧	
亜鉛	<b>削除</b>	5mg/L 以下	
アンチモン	<b>0.005mg/L 以下(新設)</b>	---	
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下	
水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
銅	1mg/L 以下	1mg/L 以下	
鉛	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
バリウム	1mg/L 以下	1mg/L 以下	
ヒ素	<b>0.01mg/L 以下</b>	0.05mg/L 以下	
マンガン	<b>0.4mg/L 以下</b>	2mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
亜硝酸性窒素	<b>0.04mg/L 以下(新設)</b>	---	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下	
フッ素	2mg/L 以下	2mg/L 以下	
ホウ素	<b>5mg/L 以下</b>	30mg/L 以下 (ホウ酸として)	
腸球菌	陰性	陰性	容器包装内の 二酸化炭素圧 力が 20℃ で 98kPa 未満の もの
緑膿菌	陰性	陰性	

## 2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

項目	規格基準	
	新	旧
<b>亜鉛</b>	<b>削除</b>	5mg/L 以下
<b>アンチモン</b>	<b>0.005mg/L 以下(新設)</b>	---
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下	1mg/L 以下
鉛	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下	1mg/L 以下
<b>ヒ素</b>	<b>0.01mg/L 以下</b>	0.05mg/L 以下
<b>マンガン</b>	<b>0.4mg/L 以下</b>	2mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
残留塩素	3mg/L 以下	3mg/L 以下
シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
臭素酸	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
<b>亜硝酸性窒素</b>	<b>0.04mg/L 以下(新設)</b>	---
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下	2mg/L 以下
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.09mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
<b>ハウ素</b>	<b>5mg/L 以下</b>	30mg/L 以下(ハウ酸として)
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.08mg/L 以下
有機物(全有機炭素)	3mg/L 以下	3mg/L 以下
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	5度以下	5度以下
濁度	2度以下	2度以下

## 2 清涼飲料水の製造基準

清涼飲料水の製造基準の(2)個別基準が太字のように改正されました。

### (2)個別基準 1.～3.(略)

4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のものをいう)及び原料用果汁以外の清涼飲料水

a 原料として用いる水は、水道水又は次のいずれかでなければならない。

#### ① 殺菌又は除菌を行わないもの

項目	製造基準	
	新	旧
<b>亜鉛</b>	<b>削除</b>	5mg/L 以下
<b>アンチモン</b>	<b>0.005mg/L 以下(新設)</b>	---
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下	1mg/L 以下
鉛	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下	1mg/L 以下
<b>ヒ素</b>	<b>0.01mg/L 以下</b>	0.05mg/L 以下
<b>マンガン</b>	<b>0.4mg/L 以下</b>	2mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
シアン(シアニオン及び塩化シアン)	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
<b>亜硝酸性窒素</b>	<b>0.04mg/L 以下(新設)</b>	---
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下	2mg/L 以下
<b>ホウ素</b>	<b>5mg/L 以下</b>	30mg/L 以下(ホウ酸として)
<b>鉄</b>	<b>削除</b>	0.3mg/L 以下
<b>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</b>	<b>削除</b>	300mg/L 以下

かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 未満のもの原水

- a 原水は、自然に、又は掘削によって地下の帯水層から直接得られる鉱水のみとし、泉源及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない。
- b 原水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定したものでなければならない。
- c 原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。ただし、別途成分規格が設定されている場合にあっては、この限りではない。
- d 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであってはならない。

e

項目名	製造基準
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌	陰性
腸球菌	陰性
緑膿菌	陰性
大腸菌群	陰性
細菌数	5 個/mL 以下

又は、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上のもの原水

項目名	製造基準
細菌数	100 個以下/mL
大腸菌群	陰性

## ② 殺菌又は除菌を行うもの

項目	製造基準	
	新	旧
亜鉛	削除	5mg/L 以下
アンチモン	0.005mg/L 以下 (新設)	---
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
銅	1mg/L 以下	1mg/L 以下
鉛	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
バリウム	1mg/L 以下	1mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下	0.05mg/L 以下
マンガン	0.4mg/L 以下	2mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	0.6mg/L 以下
クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.06mg/L 以下
残留塩素	3mg/L 以下	3mg/L 以下
シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.04mg/L 以下
ジブromokクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
臭素酸	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/L 以下 (新設)	---
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
トルエン	0.4mg/L 以下	0.4mg/L 以下
フッ素	2mg/L 以下	2mg/L 以下
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.09mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
ホウ素	5mg/L 以下	30mg/L 以下(ホウ酸として)
ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.08mg/L 以下
有機物(全有機炭素)	3mg/L 以下	3mg/L 以下
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	5度以下	5度以下
濁度	2度以下	2度以下
細菌数	100個/mL 以下	100個/mL 以下
大腸菌群	陰性	陰性
鉄	削除	0.3mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	削除	300mg/L 以下

- b 製造に使用する果実、野菜等の原料は、鮮度その他の品質が良好なものであり、かつ、必要に応じて十分洗浄したものでなければならない。
- c 清涼飲料水は、容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。ただし、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20℃で 98kPa 以上であり、かつ、植物又は動物の組織成分を含有しないものにあつては、殺菌及び除菌を必要としない。
- d c の殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録又は c の除菌に係る記録は 6 月間保存しなければならない。
- e 紙栓により打栓する場合は、打栓機械により行わなければならない。

以上